

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第26回 議事録

日時：令和元年11月12日（火） 16時15分～18時15分

場所：経済産業省本館17階第1共用会議室

○正田商取引監督課長 定刻となりましたので、割賦販売小委員会を始めさせていただきますと思います。

本日、翁委員と渡辺委員が所用により御欠席でございます。また、藤原委員は遅れての御参加ということになってございます。よって、本日は、委員12名のうち10名が御出席ということで、定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、岩原委員長、本日の御進行をよろしくお願いいたします。

○岩原委員長 それでは、本日の議題に入りたいと存じます。資料、「与信審査における性能規定の導入」「セーフティーネットの整備」及び「割賦販売小委員会 中間整理を踏まえた指定信用情報機関 株式会社シー・アイ・シーの取り組み」について、事務局及び株式会社シー・アイ・シーから説明をお願いいたします。説明をいただいた後、討議と質疑応答の御時間を取りたいと思っております。

まずは、商務・サービスグループ、正田商取引監督課長から、「与信審査における性能規定の導入」及び「セーフティーネットの整備」について説明をお願いいたします。

○正田商取引監督課長 では、お手元の資料の資料2をまず御覧いただきたいと思えます。「与信審査における性能規定の導入」ということで、春議論してきた内容のさらに論点を深めるということでございます。

1枚目、2枚目につきましては、中間整理の内容を書かせていただいております。技術革新が進んでいる中で、柔軟な規制の枠組みというのをどう考えていったらいいか。その時には、リスクベース・アプローチに加えて、今回の性能規定といったことも考えていく。これをどのように進めていくかということでございます。

2ページ目で、右側のところですが、ポイントといたしましては、事前・事後チェック、それから指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務をどうするか。そして、指定信用情報機関の運用システムのあり方、こういったことについて中間整理の中では論点として指摘されたところでございます。

その後、3ページ目ですが、6月、成長戦略実行計画の中でこの問題が位置づけられておりまして、赤字のところですが、例えば、割賦販売法の与信審査における性能規定の導

入など、FinTech企業を初めとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入するということが閣議決定されているところです。

他方、4 ページ目ですが、今年の8月8日に消費者委員会からこの中間整理に関しまして意見書をいただいております。

まず、1 ポツのところで、ポイントは2つありますが、支払可能見込額調査に代えて技術・データを活用した与信審査を行う場合に、その適正性という観点から、事前・事後のチェックをどのように効果的、適正に行うかということ。もう一点は、指定信用情報機関の信用情報の使用義務については段階的に緩和するということを検討してはどうかということでございます。

2 ポツでは、指定信用情報機関への信用情報の登録義務に関しては、業界全体としての水準を保つ観点から、慎重に検討したらどうかということでございます。

また、3 ポツでは、指定信用情報機関の運用システムのあり方を見直すということで対処できるのではないか、こういった御意見をいただいております。

5 ページ目からが本論でございますけれども、今回の議論にあたりまして論点が3つほどあるかと考えております。論点の1番目が、指定信用情報機関の運用・システムのあり方ということ。論点の2番目が、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務をどうするかということ。論点の3番目は、技術・データを用いた与信審査手法を事前・事後でどのようにチェックし、適正性を保つかということかと思っております。

6 ページ目からこの論点1、2、3に対してのペーパーですけれども、まず論点1につきましては、指定信用情報機関の運用、あるいはシステムのあり方ということですが、この点に関しましては、この後、指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シーのほうからプレゼンをしていただきますので、私は極めて手短かにということでございますけれども、中間整理を受けまして、株式会社シー・アイ・シーのほうでは、非常に、全般的に業務、運用、システムについても見直しを行いまして、ここにはございますが、例えば、中間整理でも指摘のあった加盟手続審査期間が最大9ヵ月を要するといった問題、こういったものについて短縮するですとか、あるいは登録項目数が非常に多い中で、法律上は12項目なのですが契約上67項目となっているところをどのように合理的な形にしていくとか、登録のサイクルをどうしたらいいか。利用時間は現在8時から22時ですが、この利用時間の拡大をどう考えるか。また、料金、システム、接続のあり方、こういったものについての対応を検討してきたというところでございますので、後ほどプレゼンをしていただくと

ということで考えております。

7 ページ目は参考ですので飛ばしていただきまして、8 ページ目ですが、論点 2 でございます。指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務についてですが、まず使用義務につきましては、左側のところで、中間整理、消費者委員会からの意見というのがございますが、それを踏まえまして、この赤のところですが、まず、ビッグデータ・A I 等の技術・データを活用した与信審査手法というものにつきましては、現状、実務実態上、技術的に見ても、必ずしも信用情報を使用せずとも一定の支払可能な能力を判断できるとされているわけでございますけれども、ポツの 2 番目ですが、こういった状況というのは必ずしも実証されているというわけではありませんし、この点は必ずしも明らかではないというところがあります。

こうした中、総合的に考えてみますと、この指定信用情報機関の運用改善ということも前提にいたしまして、太い矢印のところですが、現時点では、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すこととした上で、その後の事業者における与信実態を踏まえつつ、この義務についての段階的な見直しということも検討してはどうかということを書かせていただいております。

また、登録義務につきましては、右側でございますが、真ん中の赤のところ、仮に使用義務を課すということになりました場合には、使用する以上、情報の正確性というのを担保しなければなりませんので、コスト負担のことを考えましても、この登録義務を維持するということも考えられるのではないかとということで書かせていただいております。

次に、9 ページです。技術・データを用いた与信審査手法の適正性を確保するための事前・事後チェックのあり方ということでございます。この点は、中間整理に至るまでの春の議論でもこのところをしっかりとすべきだということは委員の先生方から重ねて御指摘いただいたところでございます。そういった中で様々、これまでの他法における性能規定の枠組み、仕組みであるとか、あるいはその実態面含めて、春以来、夏を通して我々事務局でも精査いたしまして、ここに 1 つの案としてお示しをさせていただいております。

まず事前チェックといたしましては、大きく 2 つございますが、1 つ目、与信審査手法そのものについてですけれども、これにつきましては各社様において技術・データを用いた与信審査手法というものの具体的なあり方を説明責任をもってきちんとプレッジしていただく。その際に、少なくとも現在の技術水準に照らして余りに不適正なもの、不十分なもの、あるいは不適切な変数や違法な要素を入れる、そういった審査手法ではないという

ことについては最低限の足切りはしっかりする。他方で、最終的な適正性の管理については、ここにあります延滞率のプレッジということで、きちんと延滞率をプレッジしていただいて管理していただく。

この中身といたしましては、2つに分けて、1つは、少額包括信用購入あっせん業者につきましては、これまでの延滞率のデータが指定信用情報機関であるシー・アイ・シーに蓄積されたデータがございますので、この実績を勘案しながら、各社が自ら延滞率を、各社における定義、水準というものをきちんとプレッジしていただく。それから、包括信用購入あっせん業者につきましては、その水準を各社がプレッジするのではなくて、一定の枠組みの中で、具体的には過去実績の平均水準を基本としながら、過去の振れ幅の範囲の中で延滞率を管理していただくということについてプレッジしていただくということを考えてはどうかということでございます。

大きな2番目の事前チェックといたしまして、内部管理体制の整備ということで、一言でいいますと、PDCAを回しながら適正性を継続的に確保していくということでございます。責任部署、責任者が置かれている。あるいは、規定・マニュアル類、こういったものは当然定めていただくわけですが、適切な監査、検証、それから改善、こういったものをしっかりやっていただく内部管理体制を整備していただくこととしてはどうかということでございます。

また、右側の事後チェックであります、チェックの内容といたしましては、プレッジしていただいた延滞率の中できちんと管理をしていただく、ここのところをチェックしていくということです。定期的なレポート、あるいは著しく不適正な場合には、与信審査の手法について我々報告徴収をさせていただいたり、改善命令、場合によっては、本当に消費者被害がひどいということになれば、認定の取り消しなども含めてきちんと管理していくということが必要かと考えております。

以上が与信審査のところについてですけれども、ちょっと戻っていただきまして、資料の3をお開けいただきたいと思います。また別の向きの話でございますけれども、セーフティーネットの整備ということでございまして、こういった与信審査手法に新たに技術・データを用いた形のものも導入するとか、あるいは前回の議論でございましたリスクベース・アプローチといったような新しい形のもが出てくるといった中で、1ページのところですが、上のところの事後規制の見直しということで、包括信用購入あっせん業者のカテゴリーにはない業務停止命令というものを新設することによりまして、改善命令と登録

の取り消しという間の履行確保措置というのを措置してはどうかということでございます。

また、下の2つ、左右のところですが、これは法律改正事項ではないのですが、RegTech、SupTechをしっかりと進めていくことで執行強化をする。あるいは、右側のところで、成年年齢引き下げに関しまして新成年への対応を充実する。もちろんこれだけではないのですけれども、こういったことを中心にしながら、セーフティーネットというのを新しい法体系の中でもしっかりとやっていくということを考えていきたいということでございます。

事務局からの説明としては以上でございます。

○岩原委員長      どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、株式会社シー・アイ・シー専務取締役、草桶左信様から説明をお願いしたいと存じます。

○草桶氏      ありがとうございます。ただいま御紹介にあずかりましたシー・アイ・シーの草桶でございます。これから中間整理を踏まえました当社の取り組みにつきまして説明をいたします。

1 ページ進んでください。このページにおきましては、私ども、今回の検討プロセス、全課題の総点検を実施したわけでありますけれども、そのプロセスを示しております。まず、第1ステップといたしまして、既成概念を排し、システム制約を一旦考慮の外に置きまして、抜本的な検討を開始してございます。その上で、第2ステップといたしまして、既存事業者の皆様、そして少額・低リスクサービス事業者の皆様と広範に意見交換をさせていただき、そこからも様々なご指摘をいただいております。また、並行して経済産業省とも意見交換をさせていただいております。それらを踏まえて、第3ステップとして、社を挙げて諸課題への取り組みを取りまとめたものでございます。本日の説明はその内容の報告という形になります。

1 ページ進んでください。このページでは、当社の業務の各面におきまして、現状、課題、そして実施時期を含めた対応につきまして、一覧としてまとめたものでございます。より詳しい説明が5ページと6ページにありますので、私の説明はそちらのほうでさせていただきます。

さらにページをお進みください。このページは、委員の皆様のご参考といたしまして、諸課題を俯瞰したものでございます。

ページをお進みください。5ページ、次の6ページが今日の説明、報告の中心になります。私ども、先ほど申し上げた課題の総点検の中で、全部で28項目取り上げて、対応策を

検討いたしました。そのうちで中間整理、それから中間整理の後の意見交換で出された諸課題を中心にしまして、ここに7項目ピックアップしてございます。これについて対応策を説明したいと思います。順番に話させていただきます。

まず1番目、先ほどもありましたけれども、加盟までに要する時間が長いという課題、御指摘でございます。これについては、過去、9ヵ月を要した事例もございました。これについて、私どもとしては2019年度中に2ヵ月に短縮をしたいと考えております。具体策としては、右にありますけれども、個人情報保護に関する規定について、そのひな形を加盟申請企業に我々のほうから提供する。それから、加盟審査時における確認項目を見直す。そういったことを用いまして2ヵ月に短縮いたしたいと思っております。

2つ目、照会時と登録時の項目数が多いという御指摘でございます。これにつきましては、現在、最大で28項目ございます照会時の項目につきまして、例えば、個人のお客様の属性情報について申し上げますと、その方の本人特定にどうしても必要な情報、例えば氏名とか生年月日とか、そういったものに限定をするというようなことを用いまして、最終的に必要情報を約4割削減する考えでございます。それから、登録時の項目は最大67項目でございますけれども、これについても必要最小限の項目に限定をいたしたいと考えております。いずれも2020年度に実施したいと思っております。

3つ目、画一的なシステム対応が求められるという課題でございます。これにつきましては、まず、2020年度、少額・低リスク事業者の方の利用、それに限りませんけれども、そういった方の利用を想定したデータベースを構築いたします。その上で、それに加えてオープンAPI等を活用した接続環境の検討をいたしたいと思っております。

さらに、なおですけれども、その後もシステムの改善、工夫につきましては、様々な業態の事業者の皆様とオープンに意見交換をさせていただきながら、最適な、適当な選択肢を追求、追加していきたいと考えております。

1ページお進みください。4番目になりますけれども、契約内容を一律に全て回答しているという課題でございます。これについては、2020年度に、回答対象となる契約の選択をする機能をシステムの中に導入いたします。矢印の右側には、その場合のパターンの例示が示してございます。

5番目、月1回以上の登録更新を求めているという指摘でございます。これについては、2019年度中に、信用情報の質を害さない範囲で2ヵ月に1回の更新でもよいとしたいと考えております。右側には、そうした柔軟な登録更新サイクルの導入のイメージが示してご

ざいます。

6 番目でございます。深夜帯に利用することができないという御指摘であります。御承知のとおり、今の利用可能時間は朝の 8 時から夜の 10 時までとなっておりますが、その夜間の空き時間にシステム上の処理をしているわけでございます。そのやり方を見直すことで時間を延長したいと考えております。2021 年度には 24 時間化をいたします。そこに至る中間ステップとして、2020 年度は午前 1 時までの延長を目指すことといたします。

7 番目でございます。照会件数を考慮した料金設定であるという指摘。これは、照会件数が増えるにつれて料金が低減をするという構造になっておりますけれども、そのために、少ない照会件数の事業者の皆さんにとってメリットがないという御指摘かと思えます。それについては 2 つのことを考えております。右側に赤字で書いてございます。順番が前後して恐縮でございますけれども、2020 年度には、少ない回答項目を希望される事業者の負担が軽減されるような料金体系を導入したいと考えております。それから、加盟に際しての初期コストとなりますシステム関連費用につきまして、その負担を軽減いたします。

以上 7 つが、中間整理でありますとかその後の御指摘を踏まえたシー・アイ・シーとしての取り組みでございます。

2 点付け加えさせていただきます。

1 つ目は、各取り組みにつきまして、できることから段階的にでも進めていく考えでございます。例えば、実施時期を 2020 年度と申し上げたものがたくさんありますけれども、それにつきましても、それまでの間、部分的にでもできることがあれば実施してまいります。

第 2 に、今回確かに少額・低リスクサービス事業者の方から多くの御指摘をいただきましたけれども、私どもは同時に既存会員の皆様とも緊密に意見交換をさせていただいております。その方々からいただいた御指摘にもきちんと対応いたします。引き続き、全ての事業者の皆様のご意見を求めた上で、今日説明させていただきました事業の改善に盛り込んでいきたいと考えております。

最後のページになります。これは委員の皆様のご参考としてでございますけれども、中間整理では必ずしも触れられていなかったこと、私たち指定信用情報機関として新しい時代に適合するために何が必要かということで検討中の項目を記したものでございます。お時間があるときに参照していただければ幸いです。

割販小委員会の審議は、私どもにとって、業務を見直し、そして改善をする重要な契機

だと感じております。今説明させていただいた内容を確実に実施すべく社を挙げて取り組んでまいりの方針でございます。

私の説明は以上でございます。

○岩原委員長      どうもありがとうございました。

ここからは、18時頃まで討議と質疑応答の時間といたしたいと存じます。事務局及び株式会社シー・アイ・シーから御説明いただきました各資料の内容について、御不明点に関する確認、御質問や御意見など、御自由に御発言いただきたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

岩下委員。

○岩下委員      どうもありがとうございます。今回の全体、ある意味で中間報告からの方針の変更については、その評価を、この後皆さんの意見を含めて若干考えさせていただきたいと思いますが、私はちょっとシー・アイ・シーさんにお尋ねしたいことがございます。

シー・アイ・シーさんの資料の右下で5ページと書いてあるところがありますね。今回のシステムの変更を行ったということは、金融業界ではありがちな話なのですが、極めて伝統的なシステムインテグレーションでつくられたシステムをずっと更新してきた方々が金融業界には多いので、シー・アイ・シーさんも多分同じようなスタイルだったのかなと思うわけですが、それを新たなFinTech事業者に対してオープンAPIによって開放して、これを利用可能にするということで、これ自体は大変望ましい変化であると思います。今回の割販審の議論がシー・アイ・シーさんにそのような変革というか努力をしていただくことに繋がったということであれば、それはそれで大変良かったと思うのですが、私が若干懸念いたしますのは、5ページの下絵を見ますと、これまでのシステムは閉域網と書いてあるように思います。シー・アイ・シーさんとの接続については、いわゆる専用線であるとか、あるいは事業者間の特定の比較的安全性が担保された形での通信を行ってくることによって、一般のインターネットとは異なる接続をされてきたのだというように読めるわけであります。実際どうだったか、教えてください。

その上で、その下に、新たに作るオープンAPIの部分についてインターネットと書いてあって、これでは、インターネットを介してオープンAPIで事業者と接続するように読めます。一般にこれは、例えば銀行が従来の閉域網で全銀システム等を運用していた場合から、インターネットバンキングを導入するというような、銀行でいうと1990年代後半から2000年代頭ぐらいにかけての変更と匹敵すると思いますが、その時に銀行が同時に何をやったか



という、サイバーセキュリティ対策について極めて多大な投資を行ったと記憶しております。例えば、C S I R Tといわれる組織をつくって、外部からの侵入であるとかインシデントが起こったときの対応、あるいは様々なシステム脆弱性対策に対する情報の共有等に努めていたと記憶しております。今回の変更の項目の中には、そうしたオープンなネットワークに繋げることに伴う——新たに繋げることになるのか、もう既に繋がっているのかによっても違うのですが、そういうサイバーセキュリティ対策の向上のような視点というのがこの中にはちょっと見当たらなかったように思うのですけれども、それについてはどのような対応を考えていらっしゃるのでしょうか。あるいは、そこについて十分な対応ができるという見込みの上でこの計画を立てていらっしゃるのかというのが私の質問です。

○岩原委員長　草桶さん、お願いします。

○草桶氏　私ども、まずサイバーセキュリティについては非常に厳重な対策をとっていると思っております。C S I R Tもやっておりますし、色々な会合に参加をし、かつ、システムの閉域と専用線ということで守っているわけでございます。単にそうやって守っているだけではなくて、最近の動向も見ながら、絶えず進化をさせております。

信用情報機関としては、例えば、アメリカのエクイファックスが大量のデータを盗まれるなどという事件もありまして、それも我々にとっては大事な他山の石だと思っております。他方で、色々な情報機関が実際にもうインターネットを使って情報開示もしているということもございます。

それで、私どもとしては、日本の事業者の皆様とどんなやり方なら大丈夫かということも意見交換を致しますし、それからSchufaとか、色々インターネットを使ってやっている、実際に使っているヨーロッパの信用情報機関の事例なども勉強しながら、サイバーセキュリティに万全を尽くして、そして簡単なやり方を追求していきたいと考えております。両者調和させてですね。そういう構えでございます。

○岩原委員長　よろしいですか。岩下委員。

○岩下委員　ちょっと具体性が余りなかったような気がするのですが。万全を尽くしておられるのは分かるのですけれども、今回のC S I R Tをやっていたのは、閉域網でやったときにC S I R Tをやられたわけですね。だから、当然、オープンネットワークに繋いだときに必要になる技術情報なり対応策というのは異なると思うのですが、そこについての具体的な何か変化というのが今回あったのですか。

○草桶氏 いや、既に研究を開始しておりまして、それで、事業者の皆様からも教えていただきながら開発していこうということでございます。

○岩下委員 どのくらいのCSIRTの人数で、どのくらいの専門家の方がやってらっしゃるのですか。私ちょっとCSIRTにうるさいので、詳しい方が答えていただけるといいのですけれども。

○草桶氏 社内でCSIRTのメンバーとして指定しているのは、20名から30名くらいだと思います。

○岩下委員 専任者は。

○草桶氏 専任者は、それだけという人はいません。

○岩下委員 専任者ゼロですか。

○草桶氏 それだけという人はいません。

○岩下委員 専任者ゼロのCSIRTで、新たにインターネットに繋ぐのですか。

○草桶氏 そのやり方をこれから研究いたします。

○岩下委員 大丈夫ですか。

○草桶氏 時間との戦いになろうかと思いますが、何とかやり遂げるということだと思います。

○岩下委員 コメントですが、慎重に、かつ、できればプロフェッショナルを雇ってやってください。これ、非常に大事なことなので。これまでとやり方が相当変わると思えますよ。これまでCSIRTやっていたから大丈夫という話では全然無いと私は思います。

○岩原委員長 それでは、加毛委員、お願いします。

○加毛委員 ありがとうございます。岩下委員の御質問・御指摘と比べると、非常に一般的な話になりますが、論点3に関するコメントから始めたいと思います。

割賦販売法30条の2の規定する包括信用能力に関する審査については、利用者のキャッシュフローを把握するためのものであると考えられます。包括信用購入あつせん業者は利用者に対して無担保の一般債権者としての地位に立つので、その債権の引当てとなるのは利用者の責任財産であり、包括信用購入あつせん業者は利用者のキャッシュフローに強い関心を有することになります。実際、現在の算定方法においては、年収に、場合によって預貯金を加算して、クレジット債務と生活維持費を差し引くものとされています。これは、ある利用者にどのくらいの金銭が入ってきて、どのくらいの金銭が出ていくのか、というキャッシュフローを把握するためのものだとして評価できます。

しかし、そうして算定されるのは近似的な値にすぎないのであり、他の方法でより精度を高く、キャッシュフローを判定できるのであれば、規制目的の達成のために、その方法を採用することは合理的であると言えます。論点3の内容はそのような方向性を示すものであり、望ましいものであると考えられます。

他方で、本日御説明のあった、指定信用情報機関の信用情報をクレジット債務の算定に当たって使用することを維持するのは、以上の大きな方向性に反するわけではありません。とりわけ、本日、シー・アイ・シーから御説明いただいた内容は、短期間のうちに多大な改善努力をされたものと理解しました。岩下委員が御指摘されたように、さらに改善すべきところはあるのだろうと思いますが、これまで指摘されていた様々な問題を解消すべく積極的に取り組まれたのだろうと思います。そして、中間整理で指摘されていた、指定信用機関の運用面での問題が新規参入に対する障壁になっているという状況が改善されたのだとすれば、論点1及び論点2に関して、信用情報の使用義務を維持するという考え方は十分にあるのだろうと思います。

以上を前提として、事務局と事業者の皆様には質問があります。まず、事務局に対しまして、資料2の9ページの認定要件の(1)の(i)において、与信審査方法の具体的なあり方を説明することが要求されていますが、その与信審査の中で使用義務が課される信用情報は、どのように利用されることが想定されているのでしょうか。現行法下での定型的な考慮とは異なることになるわけですが、信用情報の考慮の仕方について、事業者側に相当の裁量が認められることになるのでしょうか。その辺りを教えていただければ幸いです。

次に、事業者の皆様にお尋ねしたいのは、この度のシー・アイ・シーの運用面での取組が、新規参入に対する障壁を下げる意義のあるものと言えるのか、それとも、なお大きな改善の余地を残しているとお考えなのか、その辺りの御感触を教えていただければと思います。

最後に、資料3についても、以上に関連して1点申し上げたいと思います。セーフティネットの整備も性能規定に関する議論とリンクしたものだと思います。まず、業務停止命令を新設することは、より多様な規制手法を規制当局が確保することにつながると思います。また、RegTechやSupTechも、中長期的な話になるのかもしれませんが、規制される側の事業者が新しい技術を利用して様々なことができるようになっていく中で監督する規制当局においても、それに対応した規制手法の開発が必要になると考えられます。それゆえ、RegTechやSupTechに対する取組も今後ますます進めていく必要があるのだろうと思いま

す。

長くなりまして申し訳ございません。ありがとうございました。

○岩原委員長 事業者の方から、今の御発言に何か御指摘はございますでしょうか。では、丸山さん。

○丸山氏 シー・アイ・シーさん、御説明ありがとうございます。以前からこの会合で、シー・アイ・シーさんとこのような検討の場を設けてほしい、ということでお話しさせていただいておりまして、ぜひ今後こういう運用改善に向けて我々も御協力していきたいなと思っている次第でございます。

今の加毛委員からのご質問の件に関してですが、春の会合でも申し上げたのですが、基本的には24時間で信用情報を参照させていただけたほうが、事業者としても自社のリスクヘッジという意味では良い点もあろうかと思っておりますので、基本的にはこの方向であれば、信用情報機関さんに当てるとということ自体は、何ら制約等は無いかと思っております。

ただ、当然、今後詳細を議論させていただく中で、例えばですけれども、費用負担が過剰になってしまう部分が無いかですとか、そういったところは気になる部分でございますが、今この時点におきましては、方向としては、こういう形であれば指定信用情報機関さんに当てさせていただくというのは、FinTech協会加盟企業からは多くは問題がないという意見が出てきております。

○岩原委員長 では、正田課長。

○正田商取引監督課長 もう一点御質問いただいたところですが、使用義務を課した際のその使用のあり方についてということだと思います。これは、現行法においてまずどうということかということなのですが、現行法でも使用の義務がかかっている中で、使用すべき項目について、具体的にどのように使用しなければならないかという明文の規定は無いということございまして、基本的にはその考え方に沿った形を考えております。その意味では、各社様において適正な方法において使用していただくということでございます。

具体的に、現行法でいいますと、法令上使用しなければならない情報の中には、1年間で支払うべき債務額というものもあります。それから、総債務額というものもあります。あるいは、延滞が有るか無いかという延滞の有無、こういうものもあります。例えば、今申し上げた今後1年間で支払わなければならないと見込まれる額というものについては、いわゆる包括支払可能見込額調査における算定式「年収＋預貯金－クレジット債務－生活維持

費」のこのクレジット債務のところに当てることができるわけです。他方で、では総債務額とか、延滞の有無とか、こういった情報も使用しなければならないということになっておりますけれども、これをどのように使用するかというのは、現行法においても各社に任せられているということでございます。

その意味では、基本的な考え方としてはその考え方は維持するということでございます。その使用義務を課した際にも、きちんと適正な形でそれぞれの与信審査の中で使用していただくということではあるのですけれども、その使用の仕方については、一義的には各社様の御判断の中でしっかりやっていただくということを考えております。

○岩原委員長　　よろしいですか、加毛委員。それでは、柳川委員、お願いします。

○柳川委員　　論点2に関してですけれども、これは中間整理でここでまとめられたものとは少し方向性の異なった提案ということになるかと思います。ただ、消費者委員会からこういう御意見が出ていること、それから、先ほどお話しいただいたように、シー・アイ・シーのほうでかなり積極的な取組をやっていただいたこと、それから、今丸山様からお話がいったように、事業者のほうも現状の改善点からこのところは納得ができるところではないかというところを判断しますと、最後のところに書かれているような、使用義務を課す、登録義務を課すということに関してはこの方向でいいのかなとは思っております。

ただ、両方に義務を課すということは、結果的にはシー・アイ・シーさんのほうにある種の独占性が発生してしまうわけです。そうすると、そのときに、では、どれだけシステムのこれからに向けての改善が、今回はこのようになり積極的にやっていただいたわけですけれども、今後も積極的にやっていただくためにいちいちこういう委員会を開くというわけにはいきませんので、そういうところを継続的にやってもらうような仕掛けをつくらなければいけない。

それから、先ほど丸山さんのほうから企業負担が余り重くなつてはという話がありましたけれども、何かあこぎなことをシー・アイ・シーのほうにされるという意味では決していないのですが、やはり独占性が発生するものに関しては、料金設定をどのような形で適切な形でやっているかというのは、やはり何らかの歯止めなり、誰かがチェックする仕掛けなりを何らかの形できちっと取り入れていかないと、むしろシー・アイ・シーさんのほうからきちっとした事業がしにくいという面があるのだらうと思います。

なので、論点1と論点2はかなり関わっていると思っていまして、論点2のほうで使用義務、登録義務を課すのであれば、やはり指定信用情報機関の運用のあり方に関して、今

のようなところをどういう形でチェックしていくのか、どのように独占性の懸念というものを排除してより適切な形での運用をされるようにするのかということを検討する必要があるのではないかと考えております。

それから、論点の3に関係するところだと思うのですが、先ほどの論点2のところに、消費者委員会のほうでも、使用義務に関して段階的に緩和を検討する方法などもあわせ検討すべきということで、ある種、将来的に段階的にこのやり方を見直していくということは、当然ここにいらっしゃる皆さんも合意することだし、そういうことを検討していかなければいけないと思うのです。

では、段階的に検討するためには、やはり何らかのデータなりエビデンスが必要になります。なので、論点3のところにありますような事前チェック、事後チェックのところのどこかに、どういう形で問題が発生していないか、あるいは場合によっては問題が発生しているのであれば、さらに考えなければいけないことも出てくるかもしれません。逆に、問題が発生していないのであれば、緩和する方向で考えていくこともできるかもしれない。そのようなエビデンスが集まるようなところを考えていただければと思います。

以上でございます。

○岩原委員長 他にありますでしょうか。田中委員、どうぞ。

○田中委員 私も論点の1番目、2番目のところに関しては、今の柳川委員と同じように、今回は非常に頑張った計画を立てていただいたと思いますので、一つ一つ対応していただければと思いますが、今後に向けてどうあるかというところの議論は必要ではないかと思っています。

それ以外、少し細かい点になるのですが、事務局に少しお伺いしたいなと思っています。論点3の9ページのところですが、事前のプレッジのところ、CICデータ等に基づく過去の延滞率実績を勘案しつつというようなことが書かれているわけですが、事前に、与信審査をとろうという会社に対して何かデータが提供されるということなのかどうかというところをちょっと確認したいというところと、プレッジ、レビュー、双方については、基本的には監督課の中で評価されるということなのかというところをお伺いしたいと思います。

もう1つ、資料3のほうについてですが、基本的に、この内容だと、粛々とやってください以上のことは中々言いづらい内容かなと思うのですが、右下の成年年齢の引き下げのところに関して、ここは割賦販売小委員会なので、クレジットカード等に関して日

本クレジット協会等で自主ルールを策定してやっていただくというのは、当然ぜひやっていただきたいと思いますのですけれども、昨今のキャッシュレスの推進のような流れも含めますと、クレジットカードだけでやるということではなくて、ぜひ他のキャッシュレス手段とも連携して、キャッシュレス全体として啓蒙活動とか教育とかということをやっていただきたいなと思います。

以上です。

○岩原委員長　　正田課長、お願いします。

○正田商取引監督課長　　与信審査のほうについての9ページのところですが、延滞率のプレッジに当たってのCICの過去データに基づく実績を勘案しつつというところですが、当然のことながら、個社のデータについては提供するということはあり得ないわけですが、一般的な、全体の水準といったものについては、抽象化された範囲での、例えば平均値であるとか、そういった目安のようなものを支障のない範囲で提供するということも考えられるとは思っておりますけれども、そういったものがないと、ここにありますとおり、少額の事業者などにおいては、どの水準であればプレッジしていいのかということが中々わかりませんので、そのところは目安となるそうした抽象化された数字というのは、場合によっては提供するということはあろうかとは思いますが、いずれにしても、その具体的な方法については、ここでは基本的な考え方ということではありますが、さらに詳細の、実際の運用の仕方はもう少し詰めていきたいと考えております。

また、もう一点、プレッジに対する評価をどのようにするかということでございますけれども、ここも、具体的な仕組みをどのように構成していくかということにはよろうかとは思いますが、多分に予想されますことは、こういった中でも実際の技術的な要素、技術的な知見、それから実際の延滞率等に関する適正性というところでの判断というのは、専門的な要素もあると思いますので、大げさな仕組みをつくるつもりはありません。機動的にこういった行政の手続を進めるという観点からは大げさな仕組みをつくるつもりは当然ございませんけれども、そういった知見がうまくきちんと把握された上で判断が行政としてもできるように考えていかなければならないとは思っておりますので、これも具体的な仕組みについては詳細をよく検討していきたいと考えております。

○岩原委員長　　それでは、二村委員、お願いします。

○二村委員　　第1に、シー・アイ・シーについては、大変な努力をされて短期間におまとめになったということに敬意を表したいと思います。その上で、これらの方策を導入す

るということは、一面では非常にコストに影響をし、あるいはセキュリティに影響する。例えば、24時間なるべく稼働せよといえ、今のシングルセンターをバックアップセンター方式では、システムの堅牢性であるとか安全性、安定性というのを万全には担保できない。ではデュアルセンターにするのかというと、当然コストに跳ね返る。

ですから、これらの要素というのは、利便性、コスト、安全性というものが全てトレードオフの関係になり得るということを前提として、全てを満たす最適解を追求するのであって、今回のように利便性なりコストの部分だけを強調してセキュリティをなおざりにすることはできないというのが共通理解であるということによってよろしいかというのを1点確認させてください。

その上で、既にシー・アイ・シー独占であるからという柳川委員のご指摘があるわけですが、現状でもシー・アイ・シーは割賦販売法に基づく指定信用情報機関としては唯一の指定機関であり、独占の状態にはあるわけで、ここに対しては業務規程の認可等によって行政上の監督を受けているということであると認識をしておるわけですが、現状の運用、業務規程の認可その他の行政上の監督の運用を今後変える必要があるというように監督当局として御認識なのかどうかということについてもお教えいただければと思います。

全体の方向性として、今回のおまとめいただいた案というのは非常にバランスがとれたものだとして理解しております。その上で、また与信判断を受ける性能規定化という部分についても、少額に必ずしも偏するわけではなく、全般的なものとして位置付けいただいているということも非常に納得感があるものだとは思っています。

その中身についてちょっと触れたいのですが、2つございまして、1つは、資料2の論点3、9ページのところで、ちょっと細かなところになりますが、不適切な変数・要素等を審査手法に組み込まない。これは具体的にどんなことを想定されているのかなというのが少し気になるところでして、例えば、要配慮個人情報を用いてはならないというようなルールづけをしていくのか。そうすると、ある人が病気である。入院をしているという情報が支払能力には当然影響するはずだけれども、同意があっても使ってはいかんというルールづけをしていくのか。それとも、そういうことは保護法の本則である同意があればそういう要配慮情報でも使ってよろしいですよという考え方にいくのか。今、信用分野ガイドラインのところでは原則禁止であって、同意によってもそこは外れない。一定の事由があれば外れるというだけになっていますので、そこら辺をどうバランスをとっていくのかなというところが気になる点でございます。



2点目、プレッジ・アンド・レビューと行政処分の関係でございますが、本来的に行くと、行政処分を行います、特に業務停止命令のようなものを出すということになると、その業務停止の事由があることを行政当局において立証していくというのが本来の行政法の運用のあり方であろうかと思います。プレッジ・アンド・レビューの方法でいきますと、プレッジした事項を満たしていることは事業者側が立証するという構造に変わるはずなのです。あくまでもプレッジした事項に関しては立証責任は事業者側にあるということであって、それ以外の、例えば停止を求めるほどの水準であるかどうかなどについては、なお行政当局においてその要件を満たしているかどうかを確認すべきだという考え方でよろしいのか。

ちょっと細かな点になりますが、お教えいただければと思います。ありがとうございます。

○岩原委員長　それでは、正田課長。

○正田商取引監督課長　まず1点目についてでございます。シー・アイ・シーの独占性の問題について、現在も業務規程の認可というところで、当然のことながら、料金について、それも含めて行政として、監督機関として認可行為を行っているわけでございますけれども、この運用に変化があるかどうかといった点については、当然のことながら、これまでも我々一つ一つ、業務規程が変更になる際には、料金も含めてしっかり審査をしてきたというところではございますけれども、今回のようなご指摘、柳川委員、二村委員のご指摘も踏まえて、もう一回、これまでの認可行為なり審査課程というのをきちんとレビューをして、そういった指定機関についての規律が働くためのきちんとした認可行為というものが行われるように、そのところはよく検証しながら、今回の議論も踏まえてしっかり考えていきたいと思っています。

ただ、他方で、柳川委員のご指摘は、恐らくこのチェック機能をどのように担保するのかというのは全て行政かという点もあるかと思います。その規律を保つ方法という部分については、もちろん自社内でのチェックもあるかと思いますし、現在の外部からの規律、色々な形があると思います。そういう意味では、そういった色々な形、行政ももちろん重要な主たる監督機関でございますけれども、その規律のあり方というものについては、御指摘を踏まえて、よくよく考えていきたいと思ってございます。

それから、もう一点、9ページの認定要件の不適切な変数・要素等を審査手法に組み込まないということでもありますけれども、ここの運用のところは非常に難しい問題ではあり

ます。我々もまだまだ研究しなければいけないところがありますが、別のセクターの問題ではありますけれども、例えばですが、ヨーロッパなどでAIについて、自動車における保安検査などの分野で、それを逃れるためにAIに違法な要素を組み込むといったような事案があるとか、そのような要素もございますので、先生御指摘の個人情報かどうかということころは、もちろんそういうものも含まれるのかどうかというのはこれから考えていかなければならないとは思いますが、いずれにしても、そういった点、詳細には、実際の運用をしていく中ではもう少し色々な面から、そういった違法性の問題もありますし、個人情報保護法のような問題もありますし、色々な側面があると思いますので、よく整理をさせていただきたいと考えております。

それから、3点目のプレッジ・アンド・レビューと行政処分の考え方についてですが、これは最後ご指摘いただいたとおりでございます、基本的な考え方は、できるだけ事業者の方々がその創意工夫と責任において自律的に与信審査を行っていく、それを適正性を自ら確保していくという理念でこの制度を考えていくということではあります、他方で、そこはきちんと法益が守られるという観点からは、行政は行政としての定められたルールの中での行政判断をしていくという整理であることは、先生が今御指摘いただいたとおりでございます。

○岩原委員長　　よろしいでしょうか。それでは、沢田委員、お願いします。

○沢田委員　　ありがとうございます。シー・アイ・シー様の御説明をいただいて、論点1と2に関しましては特に意見がないと申しますか、短期間に精力的に運用改善についてご検討いただきまして、大変ありがたいと思います。

FinTech方面の皆様も、使わないとか義務を外せとか言わずに継続的に関わっていただき、テクノロジーの面からも貢献していただきたいと思います。利便性とセキュリティやコストとのバランスなどは、まさにFinTechの皆様の得意とするところだと思います。もし義務が外れたとしても、自分たちも使いたいと思うような良いシステムにしていっていただくのがいいのではないかと思います。

他方で、この種のデータベースが複数できるのは考えにくいことですので、柳川委員御指摘の独占性は避けられないとは思いますが、データベースそのものは単一であっても、運用の在り方としては、必ずしも独占でなくても良いという考え方もちょっと頭の隅に置いてもいいのかなと思います。

論点3についてコメントさせていただきたいのですが、プレッジ・アンド・レビューと

というのはボトムアップで良い方法だと思います。行政に知見がなかった与信審査方法について、申請する事業者の皆様から技術的なところを教えていただく機会でもあるかと思います。事前チェック、事後チェックともに特に異論はないのですが、二村委員が御指摘になった個人情報に関しては、前回も申し上げましたが、もう少し踏み込んで、個人データの利用の適正性ということもチェック項目に入れるべきではないかと思います。

その理由も前回申し上げましたが、リクナビ事件のようなことが起こってしまったときに、これは経産省の認定を受けた与信審査体制だと見られるわけですから、その点もちゃんと見ないと、今いらっしゃる事業者の皆様ではなく、例えばスタートアップの事業者が余り悪意なく個人データの不適切な取扱いをしてしまったときに、認定基準になかったとは言えないだろうと思うのです。

ただ、日本ではまだプロファイリングに関してヨーロッパのように明確なルールが有るわけではないので、監督基準として使えるとすれば、現行のガイドラインです。二村委員が仰った信用分野における個人情報保護ガイドラインは経産省のクレジットも入っているものですから、これを認定要件に入れて、その遵守状況もきちんと見ることにしていただく必要があるのではないかと思います。

特に、どのデータを与信審査に使うのかは消費者としては知りたいところで、利用目的とセットで明示されている必要があります。現行のガイドラインも、本当は信用スコア的なものに合わせてガイドラインもアップデートしなければいけないのではないかと思います。現行のガイドラインでも利用目的を特定することがもちろん求められています。加えて、取得する個人情報の項目と、どの利用目的にどの個人情報を使うのかという対応関係を明らかにすることという規定があります。十分に使っていて、チェック項目の1つとしていただく必要があるのではないかというのが提案です。

以上です。

○岩原委員長　それでは、次に池本委員、お願いします。

○池本委員　まず、論点1、2に関連して、指定信用情報機関シー・アイ・シーで非常に意欲的な運用改善の取組をなさっているということについては、心から敬意を表したいと思います。

前半のときにも発言したことですが、指定信用情報機関の利用、照会や登録というのを維持するのか、外す方向にいくのかというのは、新規に参入する事業者にとっての問題だけではなくて、まさにクレジット業界全体にとって、使いづらから参加しないというこ

とが流れになると、今有る制度の情報が空洞化してしまうという危険性がある。従って、何とか使い勝手を良くする改善をしながら、全体で信用情報の総体を確認できるようにすることが必要ではないかということを申し上げた記憶があります。

このことは、FinTechの事業者さんにとっても、A I・ビッグデータを使ってきめ細かな与信審査を行う、その大前提として、債務の全体像の情報もあった上で、さらにきめ細かな審査をするということのほうが内容的にも信頼性が高いし、効率的であることは間違いないと思うのです。その意味では、段階的な規制緩和というような、規制を緩和するという、利用義務を外すことが将来像の最終目標だと位置づける必要はないわけで、指定信用情報機関の運用改善がきちんと進んでいくことによって、これを使いながらそれぞれ新しい与信審査の方法をさらに工夫するほうが事業者にとっても望ましいし、あるいは多重債務防止という社会的な要請にもかなうんだ、このような流れをぜひ作っていただきたいと思います。

その意味で、先ほど来出ています利用時間とか価格、まさにコストと利便性の問題というのは非常に悩ましいのですが、債務の全体像を把握するという制度目的からすると、これは競争にさらして安くする問題ではなくて、公共料金と同じように適正にチェックをする、あるいは利用事業者側の意見も聞きながらチェックするという体制をぜひ今後工夫していただきたいと思います。それがまず論点1、2については意見として申し上げます。

それから、AI・ビッグデータを使った与信審査の方法については、少し質問も交えることになります。

事前のチェックと事後のチェックという2段階があります。事前のチェックというところが、記述の中では、事業者の自由度を尊重しながら、目に余るものをチェックするというような書きぶりになっているように感じるのですが、多重債務防止の現在の制度に代替し得る信頼性をどういう形で確保しているのか。さまざまな方法や情報を活用するということはもちろん結構なことですが、その信頼性確保という観点をどのように考慮するのかというのが1点です。

もう一点は、事後チェック。事後チェックは、延滞率によるチェックというようにありますが、延滞率という意味では、業界全体の数字はシー・アイ・シーから確認することはできるでしょうが、それを基本としつつ一定の許容幅を設ける。もちろん画一的ではなくて一定の許容幅を設けるということは避けられないと思いますが、社会全体の経済動向とか他の与信分野の動向などによっては、クレジット業界全体の延滞率がどんどん上がって

いくということも当然あるわけですね。そのときに、業界平均が上がったから、それプラスアルファ幾らというのが自動的に許容されるようであっては、本当の意味の多重債務防止の歯止めにはなりません。例えば、業界、シー・アイ・シーにおける延滞率そのものの変動なり、そういう辺りを何らかの数字で検証できる形で公表できるような形になるのか。それとも、そこをどういう形で歯止めとの関係を考慮するということになるのか。非常にもやもやとした課題かもしれませんが、そのあたりについて意見をお伺いできればと思います。

○岩原委員長　　正田課長、お願いします。

○正田商取引監督課長　　まず1点目でございます。事前チェックの信頼性の確保、支払可能見込額調査に代替し得るものかというところの確保という問題でございます。もちろん、なかなかこの資料の中には出てきておりませんが、私よりも御承知の方が多いとは思いますが、AIについても、当然のことながら、その品質保証についての評価技術というものをはきちんと発達をして、発展をしてきているという状況の中で、そういった要素も含めながら、プレッジされた与信審査手法を見ていくということではありますけれども、その最先端のAIエンジンが実際に本当に適正かどうか、そのこのところについては必ず行政機関で判断し切れるかというところについては、もちろんAIについての最新の品質保証の評価技術というものをきちんと踏まえながら考えていくということにはなろうかとは思いますが、そのこのところについては、ここに①、②で書かせていただいたような最低限の不適正なものというのは、現在の水準に照らした範囲で明らかなものについては排除できるだろうという範囲は少なくともあるという中で、それ以上のところについては、その具体的な方法についての適正性については、基本的には延滞率の形できちんと管理するということで適正性を客観的に検証していくという方法になろうかなと思っています。

そのこのところについては、もちろん可能な限りでの今社会的にある品質評価の技術というものは踏まえた上で判断していくことにはなろうと思えますけれども、他方で、最終的なそのこのところのしっかりしたチェックというのは、延滞率のところではまず管理し、実証していくというプロセスかなと思っています。

それから、もう一点、事後チェックのほうでございますけれども、業界全体の水準というのはあって、その中での一定の許容幅はあるだろうけれども、経済動向とか他の業界の状況によって水準が上がっていくということもあり得るというお話でございました。その際に、自動的に上がっていくようなことになるのかと。そういう意味では、その水準とい

うのは厳格に管理されるべきでないかというご意見だと思うのですが、この点につきましては、基本的には、ここにもあるとおりなのではございますけれども、過去の水準をみていくということでございまして、他方で、経済動向、信用環境が非常に大きく変動するという状況も当然あるわけですので、そういった特別な状況の中では全てをそのまま当てはめることができるか、過去の水準は過去の水準だからということで、それ以外に考慮要素はないのかという観点から考えますと、そういった通常ではない、異常な経済環境の変化であるとか、そういったことによって守っていただく水準についてどう考えるかという部分は出てきようかとは思いますが、基本的には、過去のトレンドを追いながら、水準を把握しながら、その中で管理をしていただくということに尽きるわけではございますが、ただ、他方で、実際に運用をしてみて、どういう要素かわかりませんが、先生が御心配であろう、じりじりと延滞率が上がっていくような状況が生じるのではないかなというようなことは、もしかすると、何らかの要素で、意図的なものでなくても起こり得るかもしれません。それは、その運用をする際に、何の影響でどういうことで起こっていくのかということを経査して、実際に管理する幅というのがどういう範囲が、もちろんここに書いてあることが基本でございますけれども、過去水準ということが基本になるわけですが、適正化ということについては、その運用の時々状況できちんと経査していきたいと考えております。

○岩原委員長　よろしいでしょうか。それでは、次、藤原委員、お願いします。

○藤原委員　では、何点か申し上げます。主な論点についての意見は、これまで尽くされているところですので、ごく簡単に申し上げます。

初めに、シー・アイ・シーについては、ごく短期間の間に本当によく対応していただいていると思っております。その際、二村委員の言われたように、業務規程での認可事項でありますので、それをどう見ていくかということで、そこに消費者とか当事者の参加的要素を入れるのかどうかというのは、他の認可事項とともに、認可のプロセスを検証することによってよろしいのではないかと考えております。

それから、先ほどのシー・アイ・シーのご説明の中でSchufaということが出てまいりましたけれども、ドイツの代表的なスコアリングの機関ですが、そこでよく議論になるのは、やはり透明性ということと説明責任ということですので、その点を踏まえた議論をする必要があるのではないかと思います。

例えば、ここにある「与信審査手法の出現」で、ビッグデータということの中には支払

能力から趣味嗜好等というところまでありますので、この辺りは、何をどう使うかの問題は、ドイツでもまさしく営業秘密との関係で問題があるところなのではけれども、しかしながら、利用者あるいは国民に説明できるものでなければならないので、その議論が必要かと思います。

3番目ですけれども、これは出ていないところですが、どういうデータを使うかというところについてお2人の委員から意見が出ましたけれども、ビッグデータというのは、目的拘束に服するというよりは、何でもかんでもプールにたくさん入れて、たくさんためたほうがいいというシステムですので、それとの関係でいえば、EUとか、あるいはアメリカでもカリフォルニア州というのは一定レベルの規制をしようとしておりますので、この決済の世界というのは、我が国だけに閉じているものではなくて、国際標準、国際レベルということが議論になってくると思いますので、その観点からの議論も必要かと思います。

以上です。

○岩原委員長      それでは、唯根委員。

○唯根委員      ありがとうございます。既に池本委員からのご質問の回答で大分わかってきたのですが、やはり論点3の延滞率のところの質問をさせていただきたいというか確認したいのです。

実は私、簡易裁判所の司法委員を務めておりまして、消費者の方とカード会社さんではなくて、どちらかというと金融機関さんと貸金業者さん、サービス業者さんとの訴訟を担当することが最近非常に増えていて、中でも30歳未満の若い方たちが200万円以下で支払いができない状態、多重債務に陥っているような案件を担当させていただく中で感じたことが、この延滞率、先ほども池本委員から他業界の率との関係で質問されたのに対し、正田課長の御説明では、上昇したりした場合にはその理由も含め説明していくということで、他業界の水準や特別な状況も含めて適正化について見ていただけると理解したつもりなのですが、それで間違いありませんか。資料のクレジット業界さんの定義の例でみると、包括信用購入あっせん契約というか、絞り込まれた定義だけでの水準なので、他業界の事業者さんの延滞率との兼ね合いを考慮していただけるのかなと不安に思い質問したかった点です。

重ねて、多重債務防止というところを一番私たち消費者としては、若い方たち、これから成年年齢引き下げも含めまして、カードを持っているというよりは、キャッシュレスの推進も含めましてスマホ決済等で、非常に低額で複数の債務を負ってしまうというところ

が一番心配なので、その部分を、クレジット業界の与信審査の事前・事後チェックでしっかり見ていただけることでぜひ頑張っていたきたいと思います。そして、私たち消費者自身が、クレジット業界が一番安心して信用できるからと言っていきたいと思うので、延滞率の考え方や、わかりにくい仕組みを消費者にもわかりやすく情報提供や説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○岩原委員長　　正田課長、お願いします。

○正田商取引監督課長　　御質問の点でございますが、我々、この9ページにも書かせていただきましたのは、当たり前のことでございますが、同一の業界・業態における延滞率というのが当然のことながら一番の指標になるということではあるかと思ってございます。他方、他業界の率なども含めて、他の要素もということではありましたけれども、そのところについては、当然のことながら、業態や環境、その状況が異なる部分が多々あると思いますので、なかなか数字だけで比較できるかという部分があるかと思います。もちろん貸金とクレジットを数字だけで比べるわけにはいかないと思います。その状況は違うと思いますので。そういった要素はございますけれども、基本的には、ここにありまそうとおり、ベースラインは、このクレジットの世界における延滞率というものを基本の考え方とするということではありますけれども、その他の動向というものについては、他業界の率なども含めてきちんと把握した上で、それは我々行政が制度構築をしていくに際して十分に参考にさせていただきたいと考えてございます。

○岩原委員長　　それでは、岩下委員、お願いします。

○岩下委員　　2回目の発言をお許しいただき、どうもありがとうございます。

先ほど留保させていただいたという論点1、論点2、論点3に対する考えでございますが、他の委員の方々は大変聞き分けがよく、論点1、論点2、論点3の事務局説明で問題ないのではないかというお話だったかと思います。かつ、この割賦販売小委員会は全会一致ということではなくて少数意見を認めるということだとすると、私は、この論点1、論点2、論点3の事務局のお取りまとめには反対であります。

そもそも日本の制度、先ほど藤原委員が国際的な観点から考える必要があるというお話がございました。日本のクレジットカード業界というものが特別に存在するような制度は日本独自のものです。国際的に存在しません。従って、国際的な観点から考えるということ自体がそもそもできないわけですね。



かつ、その部分については、多分、海外において異なる金融制度をもっている。例えば、金融機関の消費者向けの与信行為等を行っている、あるいはクレジットカードを銀行が発行して、銀行のクレジットカードの使用残高等が膨らんで過剰債務になっている云々かんぬん、そういう事情についてのチェックをするということは当然あり得ると思いますが、それは少なくとも日本以外の国で日本の経済産業省に当たる役所がそれを過剰与信かどうか、延滞率がどうかということについて判断して決めているという事実はほとんど無いと私は認識しています。

従って、これを法律上の義務として、それを規制として課す必要が本当にあるのかというのは、確かに割賦販売の過去の審議、あるいは割賦販売法の中に消費者保護法がまだ存在しなかった時代に、多重債務者の不幸な事件を何とか解決しようという人々の努力によってこの法律が作られたこと自体はもちろんある意味で立派なことだと思いますが、今や世界は、何度か出てくるビッグデータの時代です。スコアリングシステムの時代です。この時代に、役所が、この融資は過剰であるので、この個人の債務は過剰であるから止めるべきであるという指針を示し、それを業者に対して促すことを法律及び政省令で決めているというのは大変アナクロであって、私自身は、近代的な規制のあり方としてちょっとおかしいと思っています。

もちろん多重債務者がどんどん出ていいということではありませんが、現実問題として見ると、日本は、国際的にみて極めて多重債務者の少ない国であります。日本は、個人が借入を行わないということで非常に特徴的な国であることはよく知られていることであります。例えば、個人の債務比率の対GDP比率のようなものを計算してみると、住宅ローンのようなものを除いて考えると、そのウェートは非常に小さいということは統計的にも明らかでありまして、最近極めて大きく伸びている中国や東南アジアの国々、はたまた隣国の韓国などと比べると、その差は歴然であります。

従って、ある意味で言うと、多重債務を防止すべきだという掛け声のもとに、日本人を、特に若者を含めてですけれども、できる限り借入を行わせないようにしようというような形の政策的なプレッシャーがかけられてきたというように私は理解しておりまして、それはある意味で多重債務を作り出さないという幸せな面があった反面で、多分日本の個人指標を落ち込ませたでしょうし、あるいは若い時点でより多くの消費を行い、かつ将来支払うというような個人の自由な判断を許してこなかったという実績があるだろうと私は思っています。その意味では、そういう部分に対して公的機関が余りに介入するのは適切

ではないと思います。

従って、私は、現在の割賦販売法の定め方自体は余り望ましい規制であるとは思いませんので、論点1、論点2、論点3について、せっかく一律の規制は課さない、あるいは少額の割賦販売に対しては登録義務を課さないといった形での規制緩和が行われるような中間整理であったにも関わらず、それが覆ってしまったことを大変残念、大変遺憾に思います。

ただ、それはそれとして、私の意見でひっくり返る話だとは思いませんので、私自身は、この議論の1つの帰結として、日本のSociety5.0とかスコアリングの社会というものがこれからどうなるかということについての影響について、1点心配することがございます。

例えば、シー・アイ・シーさんへの加盟の条件というのが公開されておりますので、この条件を見ますと、シー・アイ・シーさんと同様の信用情報に関する業務を営利目的で行っていないということが条件として課されております。例えば、今現在、日本国内で何とかスコアと称するスコアリングシステムをやっている会社はたしか4社かな、5社目ができたんですかね、あると思います。これらの会社は、もちろんシー・アイ・シーさんと全く同じ意味の個人情報ビジネスを営利で行っているとは言えませんが、広い意味でいえば、個人信用情報を用いて利益を上げている会社です。これらの会社はシー・アイ・シーさんの加盟業者にはなれないのでしょうか。多分、私が知っているだけで、加盟業者に手を挙げそうな会社は4社の中にも幾つかございます。それらの会社の加盟を認めるということであれば、スコアリングシステムというものは、シー・アイ・シーさんの信用情報による営利のビジネスには当たらないという判断になるのかなと思うわけですが、多分この辺の部分については、こういう仕組みがあって、たしか以前、瀧さんがおっしゃったと思いますが、もしこういうシステムが自由に使えれば、事業者側としては使いたいですと。だけど、使いにくいんです。コストも高いんです。夜は使えないんです。だから除外をという話を中間整理で仰っていたと記憶しています。

それはそれで非常に理解できるところで、その部分について改善を行ったというのが今回の改善であると思うので、それはそれで、シー・アイ・シーさんもある意味では危機感をもって臨まれたのだと思います。それはそれでベターオフな改善ではあると思いますが、ただ、最終的に、例えば中国で行われているような芝麻信用、あるいはアメリカで行われているようなFICOスコアのようなクレジットスコアリングというものが日本でも徐々に増えてきています。ただ、これの中には、まさにシー・アイ・シーさんと共有されるよ

うな情報というのは入っていないはずですが。そもそもシー・アイ・シーさんの情報を使ってそういうのを創っているところは1個もないはずですが、今後そういうビジネスについて、たしか政府はSociety5.0で情報ドリブンの社会を創っていくといったはずですが、その観点から見て、果たして今回の決定はそれにどのような影響を与えるのだろうかというのが、私自身は若干の懸念であるということを表明してコメントさせていただきたいと思います。

以上です。

○岩原委員長      では、藤原委員。

○藤原委員      岩下委員、随分国際的な話をしておられたように伺うんですけれども、誤解のないように申し上げておくと、私が申し上げたのは、クレジットビジネス自体とは申し上げていないので、データの使い方で、ビッグデータで趣味嗜好等、そして、どのようなデータを入れるかという話になれば、日本はEUと相互承認をしておりますし、補完的ルールというのも存在する。しかも、アメリカをそれに巻き込もうという動きもあるわけで、そういう国際的な動き、水準を考えてください。それは必要ですと申し上げたわけです。

以上です。

○岩原委員長      それでは、正田課長、お願いします。

○正田商取引監督課長      今の岩下先生のご発言についてでございますが、前半の部分につきましては、要すれば、行政がこういった形でそれぞれの会社の与信審査手法について一定の関与をするということについてはあまり国際的には見られないことだし、それは適切ではないのではないか、こういう御指摘だったと思います。実際その通りだと思います。

他方で、今現在、もしこれがスクラッチで何もないところに制度をつくるとすれば、当然のことですけれども、これはそういった国際的な環境をよく考えなければいけない。他方、今、支払可能見込額調査という制度が現にある中で、これがある意味、委員が仰られているところと同じ思いのところがあるわけでございますけれども、この支払可能見込額調査という法制上の制度が存在するという中で、これをこの一義的な方法ではない方法に、これを相対化して、それと同水準以上のものをどのように認めていくか。それによってこの一律の計算式という方法をどうやって相対化し、ある意味で、その方向というのは場合によったら国際的な形で、要すれば関与ができるだけ少ない形、一律の規制ではない、色々な方法を認める、そしてより自律的な世界があるのかもしれない。そこはちょっと将来はわかりませんが、いずれにしても、そういうプロセスの中で、現在置かれた中で、

その色々な行政の関与を、足元での実証的な段階においては一旦関与するということは実証として必要なのかもしれないのですけれども、ただ、この全体の議論の目指している方向としては、そういう意味では、委員が今仰られたような方向感、思いというものは認識しつつ、こういう議論をさせていただいているところでございまして、その過程においてきちんと実証しながら、消費者保護というところもきちんと確認をしながら、そういう過程を追っていくということを指向しているわけでございまして、そういう意味では、先生のご指摘はもっともなところでございますし、それから、思いも同じところもございまして、他方でしっかり確認しなければならないという要請もあるという中で議論をさせていただいているということでございます。

それから、後半の部分につきましては、ご懸念点についてはよく踏まえながら考えていきたいと思っております。

○岩原委員長　それでは、池本委員。

○池本委員　岩下委員があえて少数意見をしっかりと発言されたことについては敬意を表したいと思うのですが、内容については少し反論させていただきたいと思います。

消費者保護規定のない時代に多重債務問題が起きたという整理をなさったのですが、実は割賦販売法は2008年改正以前から、割販法38条で多重債務防止の努力規定で各社が努力しなさいという規定がありましたし、信用情報機関もありました。ただし、利用義務ではなくて、各社努めるものとするということでした。

そういう中で、もちろんクレジット業界だけではない、消費者金融業界の過剰与信の問題と相まってですが、深刻な多重債務問題が発生した。もともと我が国は、一般民事でも、裁判所を利用するというのは非常に例外的で、地方裁判所の一般民事事件はずうっと年間で13～14万件くらい、地方裁判所民事通常事件というのは14万件前後で推移してきていたのですが、破産事件だけで25万件になるという時期が一時期ありました。その意味で、やはり我が国における多重債務問題は放置できない。しかも、各事業者の自主的判断にお任せすることではやはり解決できない、そういう立法事実のもとに2008年改正があったということだと思います。

そして、そのことを踏まえて、ここからは実は今、正田課長が仰ったところにつながるのですが、信用情報機関を利用して、債務の全体像を共通の情報として共有し確認するようにしようということと、支払可能見込額という画一的な計算式を使いなさいという2つの義務付けが入ったのですが、その支払可能見込額のところについて、今大きく見直そ

うという流れが出てきているわけです。そこへAI・ビッグデータを使ったきめ細かな与信審査をするというものが入ろうとしてきているわけで、それも全く野放しではまずいのではないかという懸念を私はもっておりますが、少なくともこれまでの画一的なやり方を大きく変えて、それでまた様子を見ながら、実態に合わせて今後の有様を考えていくということではないかと思います。

以上です。

○岩原委員長     その点に関してですか。では、二村委員。

○二村委員     今の池本先生のご指摘について、幾つか反論を申し上げたいと思います。

まず第1に、クレジットカードに関してということであれば、延滞率は御指摘の平成20年改正の時点においても非常に低かった。貸金に関しては確かに高いという、むしろこれはビヘービアの問題というところであって、審査モデルの問題ではなく、ビヘービアのほうの問題であったと思います。

ただ、それはそれとして、では、そのときに包括信用購入あっせんの延滞がどうであったかという、正常債権率は97から98、マンスリークリアまでカウントすれば、ほぼ99.何%というぐらいに正常債権であったわけです。これは、各社が自主的に努力しなさいという規定のもとでもやっていたし、もとより事業者として貸し倒れになるようなことを欲するわけがないんですよ。それを法律で縛らなければ事業者は野放図にやるという前提を置くこと自体が倒錯した議論なのです。消費者保護と仰る方々は、そのような倒錯した前提に立って、その上で、そうしなければ保護ができないという論を展開されるので、私はそこには賛同しがたい。

ただ、各社のビヘービアが問題があったという、ノンバンクの一部のセクターに問題があったという過去は間違いなくありますから、そこをどのように手をつけるかという問題は別途あると思います。それと審査ロジックの適切性であるとか、あるいは審査ロジックをかくかくしなさい、包括支払可能見込額調査のような一方法に限りなさいというのは、害悪ではあっても利点はないです。

もっと害悪というところで申し上げますと、平成18年の貸金業法改正前に、貸金業者、ビヘービアは問題ありましたが、審査ロジックはその時点では恐らく世界でナンバーワンの審査ロジックをもっていた。それは平成18年改正によって返済能力調査を法定したがゆえに、そのロジックにブレーキがかかってしまった。せっかく持っていたものを潰したのです。

同じことがクレジットカードの業界についても言えます。もとより、それ以降も各社自発的にスコアリング等に取り組んでいますし、法制度のもとでの自主的な努力というのはもとよりあるわけですが、幾ら磨いたところで、結局、法律で縛られてしまうということになると、その部分は無駄な投資になりかねないですね。

そういう点で、岩下先生が先ほど反対ですと仰ったスピリットには私はもとより同意しております。ただ、既に制度がある以上は、いきなりこれを無くせいといったら大変なことになって、議論が紛糾しかねない。そういう意味で、漸進的なものとして、第一歩、まずこれは賛成いたしますというところでございます。

○岩原委員長　では、柳川委員。

○柳川委員　岩下先生がかなりはつきりとおっしゃったわけですが、私はもう少し日和ったというか、大人の対応をしたということではございますが、まず確認しておきたいことは、我々は中間整理を出しているということでございます。そこから何も変えてはいけないというのではないのですけれども、中間整理をスタートに議論をしないと、これまた一からいろいろ議論をし出すのは余りにも生産的ではないし、本来あるべき議論の形から外れていってしまうのではないかと思います。

中間整理で合意していただいた案を前提に、そこから状況が変わったのであれば、どこを変えなければいけないかということを議論すべきではないかと思います。状況が変わった点は、この資料を拝見するに、2点あって、1点目は消費者委員会からのこういう御意見が出ている。2点目は、今日御説明があった、シー・アイ・シーの取組がしっかり進められたということでございます。

私、先ほど申し上げましたけれども、1点目の消費者委員会のほうは、先ほどお話があったように、やはりそこはある種の国民の声というか、消費者の声が反映していますので、いきなり飛ぶのではなくて、ステップ・バイ・ステップで進んでいかなければいけないというのはしっかり受けとめるべきだと思っております。ですので、そこは、いきなりではなくて、ステップを踏んで、中間整理の方向に近づけていくことが重要ではないかという意味で先ほど申し上げました。

シー・アイ・シーの取組自体は、私は非常に評価しますし、短時間でこれだけの御努力をされたことにも敬意を表しますけれども、これがされたから、中間整理を全部無しにしているということには残念ながらならないんだと思います。それは、あなたは駄目だよといわれたから、一生懸命頑張ったと。言い方はちょっと不適切でしたけれども、ここで使

わなくてもいいと言われたから頑張ったということで、それで、じゃあ使いましょうということになっていたのでは、結局イタチごっこになってしまうという面はあって、きっちりこういう努力をしていくことは評価をして、そこでそういう努力が今後続くような仕組みを作っていくということは重要ですが、そのこと自体が中間整理のこの整理を無しにするということではないのではないかと思いますので、ぜひ中間整理を前提にご議論いただきたいと思います。

○岩原委員長　それでは、沖田さん。

○沖田氏　ありがとうございます。岩下委員の大変本質的なご意見ですとか、正田課長の制度改革のアプローチについても大変すばらしいご議論だと思いますし、その後の各先生方のお話の中からすると、ちょっと矮小な話になってしまうのですが、今ほど柳川委員も仰られた、シー・アイ・シーの改善というのは大きな改善ではあると思うのですが、事業者もそうですし、利用者の観点からすると、ベターオフというのがまさに先ほどの御発言のとおりかなと思っています。

論点1、2のところで、少し利用者の観点も補足させていただくと、リアルタイムで全てサービスが提供されるという形が一般的になってきております。これは金融も当然例外ではありませんし、それから、今回、各種の見直しの前提になっているのは、恐らくデジタルネイティブ世代を念頭に置かれているのだと思うのですが、彼らのライフスタイルを考慮すると、深夜帯でも新しいカードを申し込みたい。もしくは、利用まではすぐしなくても、審査が通ったかどうかというのはすぐ理解したいというのはかなり自然な流れなのではないかなと思います。

そう考えますと、今回、8時から25時までというのは、かなり大きな改善だと思うのですが、やはり悪くはないけども良くないというのが恐らく利用者からすると本音ではないかなというところだと思います。

一方で、少し建設的な話をさせていただきたいのですが、改善ではなくてイノベーションというような観点だと、リアルタイムのチェックというのは本当に必ず必要なのかというのが疑問に思うところでして、リアルタイムというか、正確にいうと、多分事前の信用機関の確認というところだと思うのですが、例えば、今回、少額で10万円を提起していますけれども、もっとぐっと引き下げて、1万円であれば、先に発行してから、事後的に信用情報を確認して、おかしければ止めてしまうということもできるのではないかなと。

従前のプラスチックカードのモデルですと、止まってしまうといきなり止まってしまうので、利用者也混乱するわけですが、恐らく今回の事業者たちというのは、スマートフォンを初めとしてリアルタイムに利用者とやりとりできる手段がありますので、例えば、あなたは諸々の審査の結果、すみません、利用ができなくなりますという通知をしてから止める分には、恐らく利用者也さほど混乱しませんし、逆に、信用情報を、24時間でも48時間でも結構ですが、確認した後に限度額を上げていくというような形であれば、恐らく利用者の観点もそうですし、FinTech事業者としてもそれほど違和感はないのではないかなと思います。

そういう意味で、指定信用機関の使用義務は残すという選択肢をとるのであれば、逆に、今申し上げたような事後での使用登録を一定の時間軸の幅をもって許容するというのは、一アイデアでありますけれども、あり得るのではないかなと思います。

信用機関でいえば、私は必ずしも反対ではないのですけれども、これは恐らく多重債務の防止が目的であって、指定信用機関を使うことは手段にすぎませんので、過度に手段の話に行き過ぎているのではないかなと。先ほど申し上げたような話であれば、仮に1万円で仮定すれば、24時間の間に10も20も契約して、それから全部借りて貸し倒れますというのは恐らく想像しにくい話だと思いますので、私個人としては、指定信用情報機関の利用を使い続けるというのは決して悪い話ではないんだと思うのですけれども、もう少し運用の柔軟性をもって実効性をもっていけば、比較的その両立できるような手段がとり得るのではないかなと。

そうすることによって、恐らくシー・アイ・シーさんもここまでいろいろな投資、多分これ求められますし、その上でかつ値段も下げろといわれて、結構しんどい話だと思うのですが、逆に、一定の時間のアローアンスがあれば、24時間動いている必要性もありませんし、通信回線についても、既存のものであっても恐らくはさほど大きな支障は出づらいのではないかなと思いますので、何が何でも力づくで投資をして改善の極みを尽くして、その上で値段も下げろというのではなくて、もう少し違うアプローチもあってよろしいのではないかなと思いました。

すみません。長くなりまして、失礼しました。

○岩原委員長      それでは、青柳さん。

○青柳氏代理      青柳の代理で参っておりますメルカリ、メルペイの吉川でございます。先生方からこれまでの議論でデータの取り扱いについて少し言及がありましたので、既に



実践している部分の参考情報の提供ということで、発言をさせていただきます。

私ども、メルペイという決済サービスとあわせて、マンスリークリアで後払いのサービスを提供しております。その中で、特にeコマースのメルカリ上のお客様の行動データを使って、与信モデルを使って少額の与信をしているということでございます。割賦販売法の議論の中でデータの扱いをどこまでみるかというのはこれから議論されるので、そこには言及いたしません、事業者としてどう備えるかという、いずれにせよ、個人情報保護法の見直しの議論もあり、先ほど言及ありました欧州のGDPR、それから最近だとアメリカのカリフォルニアの消費者プライバシー法、そういう形で海外でプロファイリングに関する規律をどう作っていくかという議論が進んでいて、それがどのタイミングで日本に入ってくるか、入ってこないかというのがあると思うのですけれども、いずれにせよ、事業者としてはもうその辺を見ながら自主的な取組を進めていくというのが、各社共通なのかと思っております。

なので、その自主対応・自主規制みたいなところがこれから積み上がっていくと思いますので、こうした場での議論でも、その積み上がっていくプラクティスをよく踏まえていただけると、大変ありがたいと思います。恐らくそのプラクティスの中には、事業者単体でやるだけではなくて、既に実践している事業者もありますけれども、ここにいらっしゃるような専門家の方々、有識者の方々を企業側が主体的に巻き込んで進めていくようなプラクティスも恐らく積み上がっていくと思いますので、そういったところを踏まえていただけるとありがたいなと思っております。

○岩原委員長　それでは、與口さん、お願いします。

○與口氏　非常に高尚な議論が進んでいる中で、若干業界のエゴになるような発言になるのかもしれませんが、指定信用情報機関の関係で、シー・アイ・シーさんがいろいろな改善点をたくさん出していただいたということについては、本当に敬意を表したいと思っておりますし、前回の中間整理の延長線上での話ということについては重々尊重したいと考えております。

ただ、一方で、そういう意味では便利にする、簡便にするということはとても大切な見直しだとは考えておりますけれども、今回の論点1におけます登録のところ、登録項目が67項目、非常に多いよねというのはそのとおりなのかもしれません。時代の中で、こういった項目が不要なものが入ってきているということであれば、それを見直すということについても全く異論のないところではありますけれども、この議論というのは、非常に長

い歴史の中で、信用情報を本当に良いものにしよう、多重債務を防止するためにどうすればいいのかということで精査をした結果として集積されたものだということ自体は十分尊重していただきたいと考えております。

そういう意味では、そういうことをきちっと今の既存のメンバーも含めてちゃんとした議論を——シー・アイ・シーさんも色々なヒアリング等をしてくださっているということです、相当意見が入っているのだと思いますけれども、本当にそういうものをどうしていくのかということの慎重な議論をきちっとした上で判断していかなければいけないと思います。

そういう意味では、もちろん新しく参入してくる方に参入しやすい環境を作っていくことは大切なことだと思いますけれども、それとある種バーターのような形でそれが取り上げられるというのは、ちょっと違和感を禁じ得ないというところがありますので、それはそれ、これはこれというところで議論しなければいけない。先ほど安全性の問題などもありましたけれども、安全性の問題だとか制度の問題は、仮に議論した結果、積極的に前向きに議論することは先ほど言いましたように賛成ですけれども、結果、大きくは変わらないとしても、そこは、それが必要なんだということで御理解をいただくべきことではないかなと思っているのが1点です。

それと、御説明はなかったのですが、シー・アイ・シーさんの資料の最後のところで、将来の運用・システムに係る課題で、まさにシー・アイ・シーさんがこれから情報の内容を充実させていくとか、与信の支援ができるような仕組みを構築していくというようなことを自らに課して、資料を作っているのですが、我々からしても、シー・アイ・シーさんがこのままで信用情報を集積する組織ということであり続けたときに、我々の業界にとって本当に有益な組織になり得るのかということについては、若干疑問があります。海外でも色々な信用情報機関がまさに色々な形で切磋琢磨しながらスコアリングを磨いている中で、本当にシー・アイ・シーさんがこのままで我々にとって有益なものとして存在し続けるかどうかについては、やはり慎重に考えるべきだと思いますので、そういう意味では、今まで議論されてきたような海外の色々な動向とか、そういうものも見ながら、本当に信用情報機関、あるいは我々の審査というものをどのように考えていくかということは真剣に考えていくべきだと思いますので、1点、それだけはお伝えをしたいと思います。

○岩原委員長　ほかに何か御発言ございますでしょうか。辻さん。

○辻氏代理　　辻の代理で参りましたマネーフォワードの瀧でございます。手短に申し上げます。

二村委員や岩下委員の仰っていたように、本来民間で信用のモデルを作るという競争領域が、銀行の世界だとよく言われることではありますけれども、そこが何らかの政策から発せられたある種の画一性の中で、角を矯められてしまうという要素は多分にあるのかなと思っておりまして、スコアリングというのは、各社が一部は競争して作っていく要素があるものだと思いますし、時代が働き方を含めて変わっておりますので、大企業にいらから安心という融資先の話であるところから、クラウドワーカーみたいな人たちであったりとか、稼ぎ方も、昔からのサイクルでいけばいびつな方々というのが世の中増えてきているわけでございますので、そういう人たちに応じたスコアリングのあり方が、当然その人たちを守るという観点もあるのですけれども、逆に、排除されない方向にしていくなために、先ほど、正田課長から漸進的という表現がございましたけれども、漸進で刻んでいくのであれば、何らか、本来この小委が正しい場なのかわからないですが、ロードマップというものが戦略としては本来ある中での見方として我々事業者はビジネスを考えていくところがありますので、これはそもそもどういうアウトプットになるものなのかもわからないところであるのですけれども、長期で借りた人をどうやって守っていくのかというところと、先ほど吉川さんからもございましたが、海外でデータをどうやって使っていくか、その人に対するプロファイリングという発想を超えて、そもそも、昔悪いことをしたけれども今は善人な人をどうやって借りられるようにしてあげられるかといったことは、なかなか今々の目線の中では出にくいところがあると思っておりまして、そういう長期って何年ぐらいで考えていくのかとか、割販法の改正のたびのサイクルでそれがよいのかというところに関して、本日の議論をお聞きして、やや問題意識をもったところでございます。そういう場が設定されていけば、先ほどメルカリさんのお取組もありましたけれども、いろいろなインプットが既に世の中にあるかと思しますので、ぜひそういう機会があるといいなというように要望するところが1つ目です。

あと、2つ目は短目なのですけれども、例えば、米国でFICOスコアというのがございまして、これは、1つ社会的な裏側の要請では、信用機会の平等性、日本ですと、段々と重要性が増していますけれども、例えば人種の問題であったりとか、最近アップルが意外と男女の差別をしているみたいな記事もございましたけれども、信用とはそもそもどうやって社会の中で付与されていくべきものなのかという、かなり高尚な話というのが裏側には

あるのだろうなと思ってしまして、そういうことを含めて、どういうレベル感、どういう刻み感で取り入れていくのかというところがみられていくと、恐らく専門家の方々が有益なインプットをよりしやすいのではないかと考えております。

弊社は貸金とか事業向けにしかやっていない会社ですけれども、個人の方々は非常に多様化していますし、平均貸金はずっと下がり続けている世の中ですので、消費者信用の市場をどう捉えるかというのは非常に大事な財になっていくと思いますので、すみません、ちょっと落としどころのない提言ではあるのですが、そういったビューを何らかの今後のアウトプットの中に入れていただけるといいなというように、本日聞いておりました次第です。

以上でございます。

○岩原委員長　　沢田委員。

○沢田委員　　何度も申しわけありません。ありがとうございます。

今のような長々期を見据え、海外や昨今の最先端の状況を踏まえた検討というのはぜひ続けていただきたいと私も思います。今回も国会に一回法律を出しておしまいではなく、せっかくいただいている色々な問題意識を継続して検討していただけるようお願いしたいと思います。

資料3のところで言い忘れてしまったので、一言だけ言わせてください。ファイナンシャルインクルージョンのような高尚な話がある一方で、前回お話ししたように、先のことを考えない若者というのも現実にはいるので、それを念頭に置くと、なるべく最初の一步の借金はやめておいてほしい気がしております。

つまり、目の前の欲望に負けて問題を先送りするような若者かどうかをちゃんと見分けて、そうじゃない人に貸してほしいと思うわけです。成人年齢引き下げとは直接関係ないのですが、若い人を主に念頭に置いた少額の与信については、後払いといっているけど、実は借金なんだということをちゃんと言ってほしいという要望です。行政規制でという話ではなく、キャッシングとか後払いといった言葉につられて最初の一步を踏み出して、真面目だからこそ、期限に返せなければ別のところから借りて埋め合わせをしているうちに多重債務に陥るといような、延滞もせず破綻まではしないんだけど、返済負担で新婚の家計が逼迫しているといったことにならないように、最初の一步のところでどんな注意をしていただくかが結構重要ではないかと考えております。行政ではなく、事業者さんへのお願いでございます。

以上です。

○岩原委員長　　よろしゅうございましょうか。

それでは、そろそろ時間も迫って参りました。本日は、大変活発な、かつ根本的な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。本日の議論は、時間が迫っておりますので、このあたりで締めくくらせていただきたいと思います。

大変根本的な御意見をいただきましたが、事務局としては、これが政治の世界でも受け入れられて、きちんと制度化できるような道を探っていただく必要があるわけありますので、本日各委員からいただいたご意見を十分に踏まえた上で、今後の小委員会における議論に反映していただくようお願いいたします。

また、各委員の方々におかれましては、本日、時間の制約上御議論いただけなかった点があれば、事務局まで遠慮なくご意見をお寄せいただきたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項をお願いしたいと思います。

○正田商取引監督課長　　今後の開催についてでございますが、資料6に書いてありますとおり、次回は12月2日14時から16時ということで、最後残っております書面交付の電子化の問題と、可能であれば報告書の骨子案といったようなところを御討議いただく予定でございます。また、次々回につきましては、12月17日16時から18時ということで、報告書につきまして御討議いただく予定でございます。詳細につきましては、岩原委員長と御相談の上、御連絡申し上げたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○岩原委員長　　どうもありがとうございます。

本日は、熱心に御審議をいただき、活発な御意見をいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして小委員会を閉会といたします。

——了——